

○参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 下記ア及びイのいずれかに該当する者（法人、個人を問わない）

ア 京都府内に拠点を有し、過去1年間に栗食品（加工製品、焼栗等）の販売実績がある者

イ 一般社団法人京都府食品産業協会に加入する組合等又は当該組合等に参加し、且つ京都府内に拠点を有する組合員若しくは構成員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者でないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等（法人の支店又は営業所を代表する者で役員以外のものを含む。）

が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(3) (2)に該当する者の依頼を受けて見積に参加しようとするものでないこと。

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。

(5) 見積書の提出期限までの期間において、京都府の物品又は役務の調達契約に係る指名停止等の措置要領第2条の規定により京都府の指名停止がなされていないこと。また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。